

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月6日

【会社名】 シンバイオ製薬株式会社

【英訳名】 SymBio Pharmaceuticals Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 吉田 文紀

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

【電話番号】 03(5472)1125

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 野村 豊

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

【電話番号】 03(5472)1125

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 野村 豊

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 (第6回無担保転換社債型新株予約権付社債)
その他の者に対する割当 600,000,000円(予定)
(注) 上記の募集金額は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日
現在における見込額です。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年12月25日付をもって提出した有価証券届出書においては、シンバイオ製薬株式会社第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及びシンバイオ製薬株式会社第7回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る当社取締役会の第三者割当決議は、いずれも会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づく書面決議によることを前提に、それぞれ2025年2月21日及び2025年3月26日に実施する予定であると記載していましたが、上記の新株予約権付社債に係る資金調達当社は当社の経営上極めて重要な事実であるため、それらの前日に開催が予定されている2025年2月20日及び2025年3月25日の取締役会で慎重に審議した上で条件を決定し第三者割当決議を実施した方が望ましいと判断し、2025年2月6日開催の取締役会において、上記の新株予約権付社債に係る第三者割当決議予定日を変更することを決定いたしましたので、これに関連する事項を訂正するとともに、当社が2025年2月6日付で公表した2024年12月期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）の連結業績の概要を添付書類に追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債(第6回無担保転換社債型新株予約権付社債)
- 3 新規発行による手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

[包括的新株予約権付社債発行プログラム]

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- 2 株券等の譲渡制限
- 3 発行条件に関する事項

第三部 参照情報

第1 参照書類

- 3 臨時報告書
- 4 臨時報告書

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

2024年12月期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）の連結業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 頁で示してあります。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

(訂正前)

(前略)

(注) 1 . 当社は、2024年12月25日(以下「発行決議日」といいます。)付当社取締役会決議において、Cantor Fitzgerald Europe(以下「割当予定先」といいます。)との間で、新株予約権付社債発行プログラムの設定に係る契約(以下「新株予約権付社債発行プログラム設定契約」といいます。)を締結すること及び割当予定先に対して、新株予約権付社債発行プログラム設定契約により設定された新株予約権付社債発行プログラム(以下「本プログラム」といいます。)に基づく第三者割当によるシンバイオ製薬株式会社第 4 回新株予約権付社債(以下「第 4 回新株予約権付社債」といいます。)を発行すること(以下「第 4 回新株予約権付社債第三者割当」といいます。)を決議している。

また、当社は、同取締役会において、本プログラムに基づき、新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定める条件が充足されることを条件として、第三者割当によるシンバイオ製薬株式会社第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債、シンバイオ製薬株式会社第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債及びシンバイオ製薬株式会社第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第 5 回新株予約権付社債」、「第 6 回新株予約権付社債」及び「第 7 回新株予約権付社債」といい、第 4 回新株予約権付社債、第 5 回新株予約権付社債、第 6 回新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権付社債を個別に又は総称して「本新株予約権付社債」といいます。)を発行すること(以下「第 5 回新株予約権付社債第三者割当」、「第 6 回新株予約権付社債第三者割当」及び「第 7 回新株予約権付社債第三者割当」といい、第 4 回新株予約権付社債第三者割当、第 5 回新株予約権付社債第三者割当、第 6 回新株予約権付社債第三者割当及び第 7 回新株予約権付社債第三者割当を個別に又は総称して「本第三者割当」といいます。)についても決議している。

本プログラムの詳細については下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [包括的新株予約権付社債発行プログラム] 」を、第 6 回新株予約権付社債第三者割当以外の本第三者割当については当社が本日付で提出した各有価証券届出書をそれぞれ参照されたい。

(中略)

(新株予約権付社債に関する事項)

(中略)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産 当該本新株予約権に係る本社債 2 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。 3 転換価額 転換価額は当初、第 6 回新株予約権付社債の発行決議日(2025年 2 月21 日予定)の直前取引日(「取引日」とは、東京証券取引所において取引が行われる日をいう。以下同じ。)(2025年 2 月20日予定)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額とする。但し、下記第 4 項の規定に従って調整される。 <p style="text-align: right;">(中略)</p>
-----------------------	--

(中略)

(注) 4 . 本資金調達により資金調達をしようとする理由

(募集の目的及び理由)

当社は、抗ウイルス薬プリンシドフォビルの開発資金に充当することを目的に、下記「(資金調達の目的)」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。本第三者割当による資金調達方法を選択した理由につきましては、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 [包括的新株予約権付社債発行プログラム] 」に記載のとおりであり、本スキームが当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。

また、2022年 6 月に発行した第58回新株予約権で調達予定であった1,583百万円については、同新株予約権が未行使であるため、発行時における資金使途のうち、抗ウイルス薬プリンシドフォビルの開発資金1,187百万円は手元資金で充当、新規ライセンス導入やM&A等の投資資金396百万円は未充当です。今回、抗ウイルス薬プリンシドフォビルの開発資金の未調達分を含め資金調達いたします。なお、第 4 回新株予約権付社債(転換価額：182.7円)の発行に伴い、その払込期日である2025年 1 月10日以降、第58回新株予約権の行使価

額は182.7円に調整されます。詳細は、本日付で当社が開示しております「行使価額の調整に関するお知らせ」をご参照ください。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注) 1. 当社は、2024年12月25日付当社取締役会決議において、Cantor Fitzgerald Europe(以下「割当予定先」といいます。)との間で、新株予約権付社債発行プログラムの設定に係る契約(以下「新株予約権付社債発行プログラム設定契約」といいます。)を締結すること及び割当予定先に対して、新株予約権付社債発行プログラム設定契約により設定された新株予約権付社債発行プログラム(以下「本プログラム」といいます。)に基づく第三者割当によるシンバイオ製薬株式会社第4回新株予約権付社債(以下「第4回新株予約権付社債」といいます。)を発行すること(以下「第4回新株予約権付社債第三者割当」といいます。)を決議している。また、当社は、同取締役会において、本プログラムに基づき、新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定める条件が充足されることを条件として、第三者割当によるシンバイオ製薬株式会社第5回無担保転換社債型新株予約権付社債、シンバイオ製薬株式会社第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及びシンバイオ製薬株式会社第7回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第5回新株予約権付社債」、「第6回新株予約権付社債」及び「第7回新株予約権付社債」といい、第4回新株予約権付社債、第5回新株予約権付社債、第6回新株予約権付社債及び第7回新株予約権付社債を個別に又は総称して「本新株予約権付社債」といいます。)を発行すること(以下「第5回新株予約権付社債第三者割当」、「第6回新株予約権付社債第三者割当」及び「第7回新株予約権付社債第三者割当」といい、第4回新株予約権付社債第三者割当、第5回新株予約権付社債第三者割当、第6回新株予約権付社債第三者割当及び第7回新株予約権付社債第三者割当を個別に又は総称して「本第三者割当」といいます。)についても決議している。さらに、当社は、2025年1月20日付当社取締役会決議において、本プログラムに基づく割当予定先に対する第5回新株予約権付社債第三者割当の発行条件について改めて決議している。その後、当社は、2025年2月6日開催の当社取締役会決議において、第6回新株予約権付社債に係る割当決議予定日を2025年2月21日から2025年2月20日に、第7回新株予約権付社債に係る割当決議予定日を2025年3月26日から2025年3月25日に変更することを決議している。本プログラムの詳細については下記「募集又は売出しに関する特別記載事項[包括的新株予約権付社債発行プログラム]」を、第6回新株予約権付社債第三者割当以外の本第三者割当については当社が2024年12月25日付で提出した各有価証券届出書(その後に提出された訂正届出書を含む。)をそれぞれ参照されたい。

(中略)

(新株予約権付社債に関する事項)

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産 当該本新株予約権に係る本社債 2 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。 3 転換価額 転換価額は当初、第6回新株予約権付社債の発行決議日(2025年2月20日予定)の直前取引日(「取引日」とは、東京証券取引所において取引が行われる日をいう。以下同じ。)(2025年2月19日予定)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額とする。但し、下記第4項の規定に従って調整される。 <p style="text-align: right;">(中略)</p>
----------------	---

(中略)

(注) 4. 本資金調達により資金調達をしようとする理由

(募集の目的及び理由)

当社は、抗ウイルス薬プリンシドフォビルの開発資金に充当することを目的に、下記「(資金調達の目的)」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。本第三者割当による資金調達方法を選択した理由につきましては、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項[包括的新株予約権付社債発行プログラム]」に記載のとおりであり、本スキームが当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。

また、2022年6月に発行した第58回新株予約権で調達予定であった1,583百万円については、同新株予約権が未行使であるため、発行時における資金使途のうち、抗ウイルス薬プリンシドフォビルの開発資金1,187百万円は手元資金で充当、新規ライセンス導入やM&A等の投資資金396百万円は未充当です。今回、抗ウイルス薬プリンシドフォビルの開発資金の未調達分を含め資金調達いたします。なお、第5回新株予約権付社債(転換価額：171円)の発行に伴い、その払込期日である2025年2月5日以降、第58回新株予約権の行使価額は171円に調整されました。詳細は、2025年1月20日付で当社が開示しております「行使価額の調整に関するお知らせ」をご参照ください。

(後略)

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,400,000,000	100,000,000	2,300,000,000

(注) 1. 上記の金額は、第6回新株予約権付社債の発行に伴い見込まれる払込金額に加え、第4回新株予約権付社債に係る払込金額並びに第5回新株予約権付社債及び第7回新株予約権付社債の発行に伴い見込まれる払込金額の上限額を加味したものです。上記払込金額の総額に関して、割当ごとの内訳は以下のとおりとなります。なお、第5回新株予約権付社債、第6回新株予約権付社債及び第7回新株予約権付社債の発行額が減少される場合又はその発行自体が行われない場合には、上記差引手取概算額は減少します。

・第4回新株予約権付社債に係る払込金額の総額	600,000,000円
・第5回新株予約権付社債に係る払込金額の総額	最大600,000,000円
・第6回新株予約権付社債に係る払込金額の総額	最大600,000,000円
・第7回新株予約権付社債に係る払込金額の総額	最大600,000,000円

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用・届出書データ作成料、アレンジャー(キャンターフィッツジェラルド証券株式会社)に対するアレンジメントフィー、法務局登記費用、その他諸費用(司法書士費用・信用調査費用等)です。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,400,000,000	100,000,000	2,300,000,000

(注) 1. 上記の金額は、第6回新株予約権付社債の発行に伴い見込まれる払込金額に加え、第4回新株予約権付社債及び第5回新株予約権付社債に係る払込金額並びに第7回新株予約権付社債の発行に伴い見込まれる払込金額の上限額を加味したものです。上記払込金額の総額に関して、割当ごとの内訳は以下のとおりとなります。なお、第6回新株予約権付社債及び第7回新株予約権付社債の発行額が減少される場合又はその発行自体が行われない場合には、上記差引手取概算額は減少します。

・第4回新株予約権付社債に係る払込金額の総額	600,000,000円
・第5回新株予約権付社債に係る払込金額の総額	600,000,000円
・第6回新株予約権付社債に係る払込金額の総額	最大600,000,000円
・第7回新株予約権付社債に係る払込金額の総額	最大600,000,000円

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用・届出書データ作成料、アレンジャー(キャンターフィッツジェラルド証券株式会社)に対するアレンジメントフィー、法務局登記費用、その他諸費用(司法書士費用・信用調査費用等)です。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

本第三者割当により調達される手取金の使途につきましては、次のとおりの具体的な使途を予定しております。なお、下記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
抗ウイルス薬プリンシドフォビルの開発資金(直接経費)	1,300	2025年1月～2025年10月

抗ウイルス薬プリンシドフォビルの開発資金(間接経費)	1,000	2025年1月～2025年10月
合計	2,300	

(注) 上記で記載しております本第三者割当て調達される手取金については、本第三者割当てにおける払込金額の総額の上限額2,400,000,000円から、本第三者割当てに要する発行諸費用の概算額100,000,000円を差し引いた金額である2,300,000,000円として記載しております。但し、本プログラムにおいては、発行される本新株予約権付社債の全てがそれぞれの転換価額で転換されることにより交付される当社株式の総数が11,300,000株を上回る場合には、後続の第5回新株予約権付社債、第6回新株予約権付社債及び第7回新株予約権付社債の発行額が減少され、又はその発行自体が行われない設計になっています。したがって、今後、当社普通株式の株価が低迷し、本新株予約権付社債が低い水準の転換価額で発行される場合には、本プログラムによる当社の資金調達額の総額が減少する可能性があります。

(後略)

(訂正後)

本第三者割当てにより調達される手取金の使途につきましては、次のとおりの具体的な使途を予定しております。なお、下記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
抗ウイルス薬プリンシドフォビルの開発資金(直接経費)	1,300	2025年1月～2025年10月
抗ウイルス薬プリンシドフォビルの開発資金(間接経費)	1,000	2025年1月～2025年10月
合計	2,300	

(注) 上記で記載しております本第三者割当て調達される手取金については、本第三者割当てにおける払込金額の総額の上限額2,400,000,000円から、本第三者割当てに要する発行諸費用の概算額100,000,000円を差し引いた金額である2,300,000,000円として記載しております。但し、本プログラムにおいては、発行される本新株予約権付社債の全てがそれぞれの転換価額で転換されることにより交付される当社株式の総数が11,300,000株を上回る場合には、後続の第6回新株予約権付社債及び第7回新株予約権付社債の発行額が減少され、又はその発行自体が行われない設計になっています。したがって、今後、当社普通株式の株価が低迷し、本新株予約権付社債が低い水準の転換価額で発行される場合には、本プログラムによる当社の資金調達額の総額が減少する可能性があります。

(後略)

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

[包括的新株予約権付社債発行プログラム]

1. 本プログラムの内容

本プログラムは、当社が割当て予定先との間で2024年12月25日付で締結する新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づき、割当て予定先に対して、最大で払込金額総額2,400,000,000円の本新株予約権付社債を、第三者割当てにより発行することを可能とするものです。

(中略)

なお、上記のとおり、本プログラムにおいては、発行される本新株予約権付社債の全てがそれぞれの転換価額で転換されることにより交付される当社株式の総数が11,300,000株を上回る場合には、後続の第5回新株予約権付社債、第6回新株予約権付社債及び第7回新株予約権付社債の発行額が減少され、又はその発行自体が行われない設計になっています。したがって、今後、当社普通株式の株価が低迷し、本新株予約権付社債が低い水準の転換価額で発行される場合には、本プログラムによる当社の資金調達額の総額が減少する可能性があります。

当社は、本日付の取締役会により、本プログラムの導入及び本第三者割当ての発行条件を以下の表に記載のとおりとすることを決議しております。本第三者割当ての発行条件の詳細については、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(第6回無担保転換社債型新株予約権付社債)」及び当社が本日付で提出した各有価証券届出書をご参照ください。

	割当決議日	払込期日	払込金額の総額
第4回新株予約権付社債 第三者割当	2024年12月25日	2025年1月10日	600,000,000円
第5回新株予約権付社債 第三者割当	2025年1月20日 (予定)	2025年2月5日 (予定)	600,000,000円 (最大)
第6回新株予約権付社債 第三者割当	2025年2月21日 (予定)	2025年3月10日 (予定)	600,000,000円 (最大)
第7回新株予約権付社債 第三者割当	2025年3月26日 (予定)	2025年4月11日 (予定)	600,000,000円 (最大)

2. 本プログラムによる資金調達を選択した理由

本プログラムは、当社が4回に分割して割当予定先に本新株予約権付社債を割り当て、それらの転換が行われることによって当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、当社の資金需要を踏まえ、様々な資金調達のための手法について比較検討を行っていたところ、複数の証券会社及び投資家から資金調達の提案を受けました。その中で、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社(住所：東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階 日本における代表者：村田光央)(以下「キャンターフィッツジェラルド証券」といいます。)が斡旋を行った割当予定先による本プログラムの提案は、本新株予約権付社債の発行により最大24億円の資金を無担保で調達することが可能となり、本新株予約権付社債が転換することによって当社の財務基盤が強化されるため、当社のニーズに合致する最良の資金調達方法であると考えております。但し、本プログラムにおいては、発行される本新株予約権付社債の全てがそれぞれの転換価額で転換されることにより交付される当社株式の総数が11,300,000株を上回る場合には、後続の第5回新株予約権付社債、第6回新株予約権付社債及び第7回新株予約権付社債の発行額が減少され、又はその発行自体が行われない設計になっています。したがって、今後、当社普通株式の株価が低迷し、本新株予約権付社債が低い水準の転換価額で発行される場合には、本プログラムによる当社の資金調達額の総額が減少する可能性があります。

(本プログラムのメリット)

(中略)

需給悪化懸念のコントロール

新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、転換停止条項を定める予定であり、当社は、割当予定先に対して1週間前までに通知することにより、当社の裁量により、1ヶ月を上限として本新株予約権付社債の転換を行えない任意の期間を定めること(以下「転換停止」といいます。)が可能になっています(但し、転換停止の効力発生日までに、割当予定先が特定の買受人に対して本新株予約権付社債を売却することに合意し、かつ、その旨を当社に通知している場合には、当該買受人に対して売り渡すことを合意している数量の本新株予約権付社債は、転換停止の対象となりません。)。また、転換停止を行った場合であっても、当社は、その後、当社の裁量により、本新株予約権付社債の転換の再開を許可することが可能です。したがって、当社が希望しないタイミングでの転換を一定程度制限することが可能であり、転換による株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計となっております。なお、本新株予約権付社債の転換停止又はその再開を決定した場合には速やかに開示を行います。さらに、同契約において、割当予定先は、割当予定先が本新株予約権付社債の転換を通じて取得した当社株式について、当社の事前の書面による承諾を受けることなく市場内で売却することが原則禁止される予定であるほか、割当予定先又はその関係会社が、投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家(以下「海外機関投資家」といいます。)であると合理的に認識している海外機関投資家に対して、市場外で売却していく意向である旨を表明する予定です。なお、新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、当該海外機関投資家が割当予定先又はその関係会社を通じて取得した当社株式の市場内での売却は特段禁止されていません。

(中略)

長期的かつ安定的な資金確保が可能なこと

新株予約権付社債発行プログラム設定契約では、割当予定先の選択による本新株予約権付社債の強制償還条項を定める予定はなく、したがって本新株予約権付社債が転換されない場合においても、当社は本新株予約権付社債の満期まで期限の利益を享受できる設計となっております。

(中略)

(本プログラムのデメリット)

本プログラムにおいては合計4回の割当により最大2,400,000,000円の資金調達を実現することが可能とされていますが、新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、発行される本新株予約権付社債の全てがそれぞれの転換価額で転換されることにより交付される当社株式の総数が11,300,000株を上回る場合には、後続の第5回新株予約権付社債、第6回新株予約権付社債及び第7回新株予約権付社債の発行額が減少され、又はその発行自体が行われない設計になっています。したがって、今後、当社普通株式の株価が低迷し、本新株予約権付社債が低い水準の転換価額で発行される場合には、本プログラムによる当社の資金調達額の総額が減少する可能性があります。

(後略)

(訂正後)

[包括的新株予約権付社債発行プログラム]

1. 本プログラムの内容

本プログラムは、当社が割当予定先との間で2024年12月25日付で締結した新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づき、割当予定先に対して、最大で払込金額総額2,400,000,000円の本新株予約権付社債を、第三者割当により発行することを可能とするものです。

(中略)

なお、上記のとおり、本プログラムにおいては、発行される本新株予約権付社債の全てがそれぞれの転換価額で転換されることにより交付される当社株式の総数が11,300,000株を上回る場合には、後続の第6回新株予約権付社債及び第7回新株予約権付社債の発行額が減少され、又はその発行自体が行われない設計になっています。したがって、今後、当社普通株式の株価が低迷し、本新株予約権付社債が低い水準の転換価額で発行される場合には、本プログラムによる当社の資金調達額の総額が減少する可能性があります。

当社は、2024年12月25日及び2025年1月20日付の取締役会並びに2025年2月6日開催の取締役会により、本プログラムの導入及び本第三者割当の発行条件を以下の表に記載のとおりとすることを決議しております。本第三者割当の発行条件の詳細については、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(第6回無担保転換社債型新株予約権付社債)」及び当社が本日付で提出した各有価証券届出書(その後提出された訂正届出書を含む。)をご参照ください。

	割当決議日	払込期日	払込金額の総額
第4回新株予約権付社債 第三者割当	2024年12月25日	2025年1月10日	600,000,000円
第5回新株予約権付社債 第三者割当	2025年1月20日	2025年2月5日	600,000,000円
第6回新株予約権付社債 第三者割当	2025年2月20日 (予定)	2025年3月10日 (予定)	600,000,000円 (最大)
第7回新株予約権付社債 第三者割当	2025年3月25日 (予定)	2025年4月11日 (予定)	600,000,000円 (最大)

2. 本プログラムによる資金調達を選択した理由

本プログラムは、当社が4回に分割して割当予定先に本新株予約権付社債を割り当て、それらの転換が行われることによって当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、当社の資金需要を踏まえ、様々な資金調達のための手法について比較検討を行っていたところ、複数の証券会社及び投資家から資金調達の提案を受けました。その中で、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社(住所：東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階 日本における代表者：村田光央)(以下「キャンターフィッツジェラルド証券」といいます。)が斡旋を行った割当予定先による本プログラムの提案は、本新株予約権付社債の発行により最大24億円の資金を無担保で調達することが可能となり、本新株予約権付社債が転換することによって当社の財務基盤が強化されるため、当社のニーズに合致する最良の資金調達方法であると考えております。但し、本プログラムにおいては、発行される本新株予約権付社債の全てがそれぞれの転換価額で転換されることにより交付される当社株式の総数が11,300,000株を上回る場合には、後続の第6回新株予約権付社債及び第7回新株予約権付社債の発行

額が減少され、又はその発行自体が行われない設計になっています。したがって、今後、当社普通株式の株価が低迷し、本新株予約権付社債が低い水準の転換価額で発行される場合には、本プログラムによる当社の資金調達額の総額が減少する可能性があります。

(本プログラムのメリット)

(中略)

需給悪化懸念のコントロール

新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、転換停止条項が定められており、当社は、割当予定先に対して1週間前までに通知することにより、当社の裁量により、1ヶ月を上限として本新株予約権付社債の転換を行えない任意の期間を定めること(以下「転換停止」といいます。)が可能になっています(但し、転換停止の効力発生日までに、割当予定先が特定の買受人に対して本新株予約権付社債を売却することに合意し、かつ、その旨を当社に通知している場合には、当該買受人に対して売り渡すことを合意している数量の本新株予約権付社債は、転換停止の対象となりません。)。また、転換停止を行った場合であっても、当社は、その後、当社の裁量により、本新株予約権付社債の転換の再開を許可することが可能です。したがって、当社が希望しないタイミングでの転換を一定程度制限することが可能であり、転換による株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計となっております。なお、本新株予約権付社債の転換停止又はその再開を決定した場合には速やかに開示を行います。さらに、同契約において、割当予定先は、割当予定先が本新株予約権付社債の転換を通じて取得した当社株式について、当社の事前の書面による承諾を受けることなく市場内で売却することが原則禁止されているほか、割当予定先又はその関係会社が、投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家(以下「海外機関投資家」といいます。)であると合理的に認識している海外機関投資家に対して、市場外で売却していく意向である旨を表明しています。なお、新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、当該海外機関投資家が割当予定先又はその関係会社を通じて取得した当社株式の市場内での売却は特段禁止されていません。

(中略)

長期的かつ安定的な資金確保が可能なこと

新株予約権付社債発行プログラム設定契約では、割当予定先の選択による本新株予約権付社債の強制償還条項は定められておらず、したがって本新株予約権付社債が転換されない場合においても、当社は本新株予約権付社債の満期まで期限の利益を享受できる設計となっております。

(中略)

(本プログラムのデメリット)

本プログラムにおいては合計4回の割当により最大2,400,000,000円の資金調達を実現することが可能とされていますが、新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、発行される本新株予約権付社債の全てがそれぞれの転換価額で転換されることにより交付される当社株式の総数が11,300,000株を上回る場合には、後続の第6回新株予約権付社債及び第7回新株予約権付社債の発行額が減少され、又はその発行自体が行われない設計になっています。したがって、今後、当社普通株式の株価が低迷し、本新株予約権付社債が低い水準の転換価額で発行される場合には、本プログラムによる当社の資金調達額の総額が減少する可能性があります。

(後略)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(訂正前)

(1) 割当予定先の概要

(前略)

(注) 1. 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、特記している場合を除き、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

(中略)

(2) 割当予定先の選定理由

(中略)

本新株予約権付社債の割当予定先であるCantor Fitzgerald Europe及びキャンターフィッツジェラルド証券の属するCantor Fitzgeraldグループは、世界30カ国に約200の拠点を有する金融サービスグループであり、バイオヘルスケアを注力領域としてバイオヘルスケアに特化したプロフェッショナルチームを有し、同時に株式調査部門において多種多様なバイオヘルスケア企業を担当する専門性が高いアナリストを多数擁しています。さらに、毎年米国ニューヨークでグローバル・ヘルスケア・カンファレンスを開催していることを確認しており、バイオヘルスケア分野の高い専門性及び7,000社を超える広範な機関投資家網を背景に投資銀行業務を米国内外で提供していることの証左であると認識しております。また、Cantor Fitzgeraldグループの中核会社であるCantor Fitzgerald & Co.は、連邦準備銀行から直接米国債を引き受ける取引を行うことが可能となる特別な資格を米国政府より付与されたプライマリー・ディーラーであることから、信用リスクに対する深い知見とリスク許容力を有していることが認められます。Cantor Fitzgerald Europeは、当社と締結予定である新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、本新株予約権付社債の転換により交付される当社普通株式について、割当予定先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向を表明する予定です。当社としては、Cantor Fitzgerald Europeを割当予定先として選定することで、グローバル市場における当社のプレゼンス向上が期待され、今後株主価値向上のために投資家層の多様性拡大を目指す上でメリットがあると考えております。

(中略)

(4) 株券等の保有方針

本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により取得した当社普通株式について、Cantor Fitzgerald Europeの保有方針は、純投資であり、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有していないとの説明を受けています。Cantor Fitzgerald Europeは、当社との間で締結予定の新株予約権付社債発行プログラム設定契約の規定により、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合は事前に当社の書面による承諾を得る必要である旨が定められる予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

本新株予約権付社債の割当予定先であるCantor Fitzgerald Europeについて、当社は、Cantor Fitzgerald Europeの2023年12月31日を基準日とするErnst & Young LLPによる監査済財務書類を受領しており、2023年12月31日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認し、割当予定先が本新株予約権付社債の払込みに要する財産を確保しているものと判断しております。また、本日現在においても、割当予定先が本新株予約権付社債の払込みに足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の役員及び主要株主が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」といいます。)である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(住所：東京都港区赤坂二丁目16番6号、代表取締役：羽田寿次)から受領した報告書にて確認しております。当該報告書においては、調査方法から調査

結果に至るまでの過程についても記載しており、当社は、当該報告書が信頼に足るものと判断しております。また、当社は、割当予定先との間で締結する新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、割当予定先から、反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の表明を受けております。なお、当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当予定先及びその関係者が反社会的勢力とは一切関係を有していないと判断し、その旨の確認書を提出しております。

(訂正後)

(1) 割当予定先の概要

(前略)

(注) 1. 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、特記している場合を除き、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在におけるものです。

(中略)

(2) 割当予定先の選定理由

(中略)

本新株予約権付社債の割当予定先であるCantor Fitzgerald Europe及びキャンターフィッツジェラルド証券の属するCantor Fitzgeraldグループは、世界30カ国に約200の拠点を有する金融サービスグループであり、バイオヘルスケアを注力領域としてバイオヘルスケアに特化したプロフェッショナルチームを有し、同時に株式調査部門において多種多様なバイオヘルスケア企業を担当する専門性が高いアナリストを多数擁しています。さらに、毎年米国ニューヨークでグローバル・ヘルスケア・カンファレンスを開催していることを確認しており、バイオヘルスケア分野の高い専門性及び7,000社を超える広範な機関投資家網を背景に投資銀行業務を米国内外で提供していることの証左であると認識しております。また、Cantor Fitzgeraldグループの中核会社であるCantor Fitzgerald & Co.は、連邦準備銀行から直接米国債を引き受ける取引を行うことが可能となる特別な資格を米国政府より付与されたプライマリー・ディーラーであることから、信用リスクに対する深い知見とリスク許容力を有していることが認められます。Cantor Fitzgerald Europeは、当社と締結した新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、本新株予約権付社債の転換により交付される当社普通株式について、割当予定先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向を表明しています。当社としては、Cantor Fitzgerald Europeを割当予定先として選定することで、グローバル市場における当社のプレゼンス向上が期待され、今後株主価値向上のために投資家層の多様性拡大を目指す上でメリットがあると考えております。

(中略)

(4) 株券等の保有方針

本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により取得した当社普通株式について、Cantor Fitzgerald Europeの保有方針は、純投資であり、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有していないとの説明を受けています。Cantor Fitzgerald Europeは、当社との間で締結した新株予約権付社債発行プログラム設定契約の規定により、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合は事前に当社の書面による承諾を得る必要である旨が定められています。

(5) 払込みに要する資金等の状況

本新株予約権付社債の割当予定先であるCantor Fitzgerald Europeについて、当社は、Cantor Fitzgerald Europeの2023年12月31日を基準日とするErnst & Young LLPによる監査済財務書類を受領しており、2023年12月31日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認し、割当予定先が本新株予約権付社債の払込みに要する財産を確保しているものと判断しております。また、2024年12月25日現在においても、割当予定先が本新株予約権付社債の払込みに足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の役員及び主要株主が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」といいます。)である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うこ

とを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(住所：東京都港区赤坂二丁目16番6号、代表取締役：羽田寿次)から受領した報告書にて確認しております。当該報告書においては、調査方法から調査結果に至るまでの過程についても記載してあり、当社は、当該報告書が信頼に足るものと判断しております。また、当社は、割当予定先との間で締結した新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、割当予定先から、反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の表明を受けております。なお、当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当予定先及びその関係者が反社会的勢力とは一切関係を有していないと判断し、その旨の確認書を提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

(訂正前)

本新株予約権付社債に付された新株予約権の譲渡については、新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、本新株予約権付社債の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

(訂正後)

本新株予約権付社債に付された新株予約権の譲渡については、新株予約権付社債発行プログラム設定契約において、本新株予約権付社債の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

(訂正前)

第6回新株予約権付社債の転換価額は、割当予定先との協議により、発行決議日の前日(2025年2月20日予定)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に設定される予定です。

第6回新株予約権付社債の払込金額その他の発行条件は、新株予約権付社債発行プログラム設定契約に従い、当社及び割当予定先から独立した第三者機関である赤坂国際が第6回新株予約権付社債の発行要項及び新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定められた諸条件を考慮して行う第6回新株予約権付社債の価値算定の結果も踏まえ、2025年2月21日に予定されている第6回新株予約権付社債に係る第三者割当決議に基づき改めて決定されますが、現時点における市場環境、当社の資金需要、当社の採りうる資金調達手法等を勘案すると、当社が新株予約権付社債発行プログラム設定契約に従って第6回新株予約権付社債を発行することには合理性が認められると考えております。

また、2025年2月21日に予定されている第6回新株予約権付社債に係る第三者割当決議日までに、当社監査等委員会(全て社外監査役)から第6回新株予約権付社債の発行条件に関する意見を入手する予定であります。

(訂正後)

第6回新株予約権付社債の転換価額は、割当予定先との協議により、発行決議日の前日(2025年2月19日予定)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に設定される予定です。

第6回新株予約権付社債の払込金額その他の発行条件は、新株予約権付社債発行プログラム設定契約に従い、当社及び割当予定先から独立した第三者機関である赤坂国際が第6回新株予約権付社債の発行要項及び新株予約権付社債発行プログラム設定契約に定められた諸条件を考慮して行う第6回新株予約権付社債の価値算定の結果も踏まえ、2025年2月20日に予定されている第6回新株予約権付社債に係る第三者割当決議に基づき改めて決定されますが、現時点における市場環境、当社の資金需要、当社の採りうる資金調達手法等を勘案すると、当社が新株予約権付社債発行プログラム設定契約に従って第6回新株予約権付社債を発行することには合理性が認められると考えております。

また、2025年2月20日に予定されている第6回新株予約権付社債に係る第三者割当決議日までに、当社監査等委員会(全て社外監査役)から第6回新株予約権付社債の発行条件に関する意見を入手する予定であります。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

(訂正前)

(前略)

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年12月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年3月22日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年12月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年3月25日に関東財務局長に提出

(後略)

(訂正後)

(前略)

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年2月6日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年3月22日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年2月6日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年3月25日に関東財務局長に提出

(後略)

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2024年12月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2024年12月25日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年2月6日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年2月6日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。